

○学校法人関西医科大学寄附行為

第1章 総則

(目的)

第1条 本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、医科大学その他の教育施設を設置し、建学の精神慈仁心鏡に則り、学問的探究心を備え、幅広い教養と国際的視野をもつ人間性豊かな医療人を育成することを目的とする。

2 本法人は、前項の他私立学校法第26条による事業を行う。

(設置する学校)

第2条 本法人は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

(1) 関西医科大学

大学院 医学研究科

看護学研究科

生涯健康科学研究科

医学部 医学科

看護学部 看護学科

リハビリテーション学部 理学療法学科

作業療法学科

(名称)

第3条 本法人は、学校法人関西医科大学と称する。

(事務所)

第4条 本法人は、事務所を大阪府枚方市新町二丁目5番1号に置く。

第2章 役員及び理事会

(役員)

第5条 本法人の役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 理事 13名以上 25名以内

(2) 監事 2名以上 3名以内

(理事長、副理事長及び常務理事)

第6条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決による。

2 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

3 理事(理事長を除く。)のうち3名以内を常務理事とし、かつ、常務理事のうちから副

理事長を理事総数の過半数の議決により選任することができる。副理事長、または常務理事の職を解任するときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決による。

- 4 副理事長は、理事長を補佐し、本法人の業務を分掌する。また、常務理事は理事長及び副理事長の指示により、本法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第7条 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 関西医科大学長
- (2) 教授会で選出された評議員のうちから、理事会において選任された者 3名以上
6名以内
- (3) 本法人の職員のうちから、理事会において選任された者 4名以上 8名以内
- (4) 本法人に関係ある学識経験者のうちから、評議員会の承認を経て、理事会において選任された者 4名以上 8名以内
- (5) 同窓会で選出された評議員のうちから、理事会において選任された者 1名以上
2名以内

- 2 前項第1号、第2号、第3号及び第5号の理事は、学長又は評議員あるいは法人の職員の地位を退いたときは、理事の職を失なうものとする。

(監事の選任及び職務)

第9条 監事の選任は、本法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

- 3 監事は、互選をもつて1名の常任監事を定めることができる。

- 4 監事の職務は次のとおりとする。

- (1) 本法人の業務を監査すること。
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出する

こと。

- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

5 前項第6号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

6 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

7 常任監事は、常時前項の職務を行なう。

(役員任期及び補充)

第10条 役員（第8条第1項第1号及び第8条第1項第3号のうち職位で選任された理事を除く）の任期は3年とする。但し、増員又は補欠のため選任された役員任期は他の現任者の残任期間とする

2 役員は、再任されることを妨げない。

3 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものがかけたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

4 役員は、その任期満了の後も、後任者が選任されるまで、その職務（理事長、副理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。）を行なう。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至つたときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

2 役員は次の事由によつて退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至つたとき
(理事長職務の代理等)

第12条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事会)

第13条 本法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は日常業務の決定を常任理事会に委ねることができる。
- 4 理事会に議長を置き、理事長をもつてこれに充てる。
- 5 理事会は、原則として月1回開催することとし、理事長がこれを招集する。
- 6 理事長は理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 7 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 8 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 9 第9条第5項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によつて定める。

(理事会の議決条件)

第14条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。但し、第4項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に特別の定めのある場合を除いては、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が他の理事に、事項を明示した書面又は電磁的方法をもつて委任した場合は、これ

をもつて出席とみなす。

4 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない

第15条 次に掲げる事項については、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(1) 合併

(2) 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散

第16条 次に掲げる事項については、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算・決算に関する事項

(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の取得・処分に関する事項

(4) 予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄に関する事項

(5) 寄附行為の変更

(6) 残余財産の処分に関する事項

（議事録）

第17条 議長は、理事会の開催場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席理事のうちから互選された理事2名及び出席した監事が署名捺印し、常にこれを事務所に備えておかななければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第3章 常任理事会

（常任理事会）

第18条 法人運営を計画的、機能的に行なうため常任理事会を設置する。

2 常任理事会は、次に掲げる理事をもつて組織する。

(1) 本法人の理事長

(2) 関西医科大学長

(3) 本法人の副理事長及び常務理事

(4) 第8条第1項第2号、第3号、第4号の理事のうちから理事会において選任した者

3 常任理事会に議長を置き、理事長をもつてこれに充てる。

- 4 常任理事会は、理事長が相当と認める方法で招集する。
- 5 常任理事会は、第2項における理事総数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、常任理事会に付議される事項につき、書面をもつてあらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。
- 7 常任理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 常任理事会は特定業務の執行を副理事長、常務理事及び理事に委任することができる。
- 9 理事長は、常任理事会で決定した事項を次の理事会で報告しなければならない。
- 10 第17条の規定を、常任理事会の議事録について準用する。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員)

第19条 評議員会は、次に掲げる評議員をもつて組織し、その定数は理事定数の2倍をこえる数とし、32名以上56名以内とする。

- (1) 関西医科大学長
 - (2) 本法人の理事長、副理事長及び常務理事
 - (3) 本学教授のうちから選出された者 7名以上 10名以内
 - (4) 本法人の職員のうちから、理事会において選出し、評議員会の承認を得た者 10名以上 16名以内
 - (5) 本法人に関係ある学識経験者のうちから、理事会において選出し、評議員会の承認を得た者 10名以上 18名以内
 - (6) 関西医科大学及び旧附属看護専門学校（前身組織を含む。）を卒業した者のうちから、同窓会で選ばれた者 4名以上 7名以内
- 2 前項第1号、第3号から第6号に規定する評議員が、理事長、副理事長若しくは常務理事に選任された場合、第2号に規定する評議員として重ねて選任しない。
 - 3 前項の場合、評議員の定数は、第1項の評議員の数から当該評議員数を減じた数とする。
 - 4 第1項第1号、第3号及び第4号に規定する評議員は、学長又は本法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失なうものとする。

(評議員の任期)

第20条 評議員（前条第1項第1号及び前条第1項第4号のうち職位で選任された評議員は除く）の任期は3年とする。但し、増員又は補欠のため選任された評議員の任期は他の現任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、任期満了後も、後任者が選任されるまで、その職務を行なう。

(評議員の解任及び退任)

第21条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

2 評議員は次の事由によつて退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(評議員会)

第22条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、評議員の互選によつて、これを定める。

第23条 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。

- 2 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 4 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。但し、第8項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 5 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき、書面又は電磁的方法をもつてあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 6 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 8 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 収益事業に関する重要事項
- (7) その他本法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

第25条 目的たる事業の成功の不能による解散に関する事項、及び合併に関する事項については、評議員会の議決を必要とする。

（議事録）

第26条 第17条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2 議事録には、議長並びに出席評議員のうちから互選された評議員2名及び出席した監事が署名捺印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

第5章 資産及び会計

（資産）

第27条 本法人の資産は、財産目録に記載のとおりとする。

（資産の区分）

第28条 本法人の資産は、これを分つて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産及び運用財産の区分は、私立学校法施行規則第3条第2項の規定にもとづく財産目録の区分に従うものとする。
- 3 収益事業用財産は、本法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合は、その指定に従つて基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

（資産処分の制限）

第29条 基本財産はこれを処分してはならない。但し、本法人の事業の遂行上、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の総数の3分の2以上の議決を得て、その一

部に限り、処分することができる。

(経費の支弁)

第30条 本法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産及び積立金から生じる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、試験料収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもつて支弁する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第31条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成する。

2 本法人の事業に関する中期的な計画は5年とし、理事長が編成する。

(決算及び剰余金の処分)

第32条 本法人の決算は、毎会計年度終了後、2カ月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後、2カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めるものとする。

3 決算において剰余金があるときは、運用財産中積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第33条 本法人は、毎会計年度終了後、2カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 本法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

4 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(情報の公表)

第34条 本法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
（役員の報酬）

第35条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第36条 本法人の資産総額の変更は毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3カ月以内に登記しなければならない。

（会計及び会計年度）

第37条 本法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下、「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下、「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

2 本法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 収益事業及び付随事業

（収益事業）

第38条 本法人が第1条第2項の規定により行う事業は次のとおりとする。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) 学術研究、専門・技術サービス業

（付随事業）

第39条 本法人は、本法人が行う教育研究事業に付随する事業として次の施設を設置する。

- (1) くずは駅中健康・健診センター

第7章 解散

（残余財産の帰属者）

第40条 本法人が、解散した場合（合併又は破産によつて解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第8章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第41条 本法人の寄附行為を変更するには、理事長において評議員会の意見を聞いた上で、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けな

なければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事長において評議員会の意見を聞いた上で、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第42条 本法人は、第33条第2項の書類のほか次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証票書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公示の方法)

第43条 本法人の公告は、関西医科大学掲示場に掲示して行なう。

(施行細則)

第44条 本寄附行為に必要な細則は、理事会において定める。

第45条 本寄附行為に定めのない事項は、総て私立学校法その他の法令の規定による。

附 則

- 1 本寄附行為は、文部大臣の寄附行為変更認可を受けた日から施行する。

(／昭和26年2月28日施行／昭和56年3月31日最終改正／)

附 則

本寄附行為は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

本寄附行為は、文部大臣の寄附行為変更認可を受けた日昭和60年5月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日平成3年5月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日平成9年5月30日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日平成12年3月10日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日平成16年2月26日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年3月31日）から施行する。

附 則

平成21年5月26日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年10月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年8月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成27年3月9日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年8月29日）から施行する。

附 則

令和2年3月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年4月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年10月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年5月25日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年7月13日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年3月4日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和5年3月9日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和5年7月12日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和6年8月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和7年1月10日）から施行する。